

平成19年度 行政改革の取り組み《報告》

問い合わせ 行政経営課 ☎22005

本市では、市民・事業者等の参画と協働による新しい時代への対応と、財政健全化を図ることを目的として、平成十九年十月に新たに二十三年度までの六十二項目にわたる「行政改革実施計画」を策定し、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、改革に取り組んでいます。今回は、十九年度中に取り組んだ主な内容について、次のとおり報告します。

基本方針および19年度実施状況

■市民の参画・協働の促進
「芦屋市市民参画協働推進計画」を平成二十年二月に策定しました。
■新たな公共サービスの創造
和風園に、平成二十年から指定管理者制度を導入しました。環境マネジメントシステムについて、内部監査を京都精華大学と共同で実施しました。特別支援教育について、芦屋大学の講習終了者を、介助員として学校等に配置しました。
■行政サービスの再構築
公有財産(市有地)を、郵便による入札等により売却しました。広報紙等に広告を掲載し、広告収入の増収を図りました。

■行政経営システムの改革
市債残高は、二十二年末に六百九十億円台を目標とします。

病院・水道・下水道会計の経営健全化計画を策定します。
広報市民モニターから出された意見を、広報紙面等に反映しました。庁議の運営効率化と紙資源の減量化を目指し、資料の電子化を実施しました。
電子入札システムを導入しました。
■新たな公務員像の構築
課長級以上の職員を対象に、人事評価制度の試行を実施しました。職員提案制度および一課一改善運動を実施しました。

実績額

平成十九年度実績額は、取り組みの結果、当初の計画額を七億七千七百八十一万円下回りました。
【実績額】五億七千九百九十二万円
【計画額】十三億四九百七十四万円
実績額が計画額を下回った理由は、

- 予算執行での節減 (一億二百四十九万円)
- 職員数の削減 (一億四千四百十三万円)
- 処分可能な土地の売却、貸し付け (一億三千六百五十四万円)
- 国・県への財政要望 (十一億三百万円)
- 補助金・交付金等の活用 (一千五百五十万円)
- 新たな組織・給与制度の構築 (二億四千四百十三万円)
- 新たな組織・給与制度の構築 (一億四千四百十三万円)
- 新たな組織・給与制度の構築 (一億四千四百十三万円)



昨年の秋まつり(だんじり)

行政改革実施計画(計画期間：平成19～23年度)

本市は危機的な財政状況を克服するため、平成15年10月に行政改革実施計画を策定し、市民・議会・職員等の協力のもとに、徹底した内部努力、施策・行政水準の見直し、民間活力の導入、財源の確保を基本方針に行政改革に取り組み、財政再建の目的が立てられるようになってきました。しかしながら、三位一体の改革による個人市民税の大幅な減少や震災復旧・復興事業による公債費負担は依然大きく、厳しい財政状況にあり、より一層簡素で効率的な行政運営が行なえるよう引き続き行政改革に取り組む必要があります。一方、国におきましては、人口減少時代の到来など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められていることから、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」の通知、さらに平成18年8月には「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」の通知により、地方公共団体の行政改革への取組方針が示されました。このような状況のなか、本市は「市民の参画・協働」のもと、「あしやの魅力」を守り高め、より豊かな社会を実現していくため、引き続き財政健全化を図るとともに、「国際文化住宅都市」として自立した発展と活性化を促進していきます。

- 【基本方針】市民、事業者、企業等の参画と協働による新しい時代への対応と財政健全化を図る。
- ①市民の参画・協働の促進
 - ・地域の課題やまちづくりを進める過程に市民が参画する仕組みづくりに取り組む。
 - ・市民や地域の「民力」が発揮できるよう、必要な支援とそのステージづくりを進める。
 - ②新たな公共サービスの創造
 - ・公共サービスにおける行政の責任と役割を再点検し、民間に任せられるものについては、民間に委ねる。
 - ・行政の責任としてサービス評価体制の構築に取り組む。
 - ③行政サービスの再構築
 - ・国県の補助金および交付金等の活用や未収金対策など歳入の確保に努める。
 - ・持続可能な行政サービスの水準を維持するため、点検・見直しを図り行政サービスの再構築に取り組む。
 - ④行政経営システムの改革
 - ・財務指標に目標を設定し、予算配分システムの定着、公営企業の経営健全化に取り組む。
 - ・経営、成果志向の行政評価システムを構築し、経営資源のマネジメントを支援する情報システムの構築に取り組む。
 - ⑤新たな公務員像の構築
 - ・職員の意識改革、人材育成、能力・業績評価制度の構築を行う。
 - ⑥新たな組織・給与制度の構築
 - ・職員の配置基準の見直し、職階の簡素化などに取り組む。
 - ・給与構造改革を推進していく。
- 【説明責任等】実施計画の具体的な実施に当たっては、市民・議会・職員等に十分説明し、理解と協力を求めながら進める。また、毎年度、進捗状況を報告し、その結果を公表する。「芦屋市行政改革推進本部」および「幹事会」において、適宜必要な点検と見直しを行うものとする。



パンハスグラス(鶴水公園)

行政改革実施計画の総括表

(単位:万円)

大項目	項目数	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	5年間計
① 市民の参画・協働の促進	4						
② 新たな公共サービスの創造	7						
③ 行政サービスの再構築	18	110,666	48,580	3,940	3,940	940	168,066
④ 行政経営システムの改革	19	5,091	5,122	5,122	5,122	5,122	25,579
⑤ 新たな公務員像の構築	7						
⑥ 新たな組織・給与制度の構築	7	19,217	29,668	44,778	56,030	63,560	213,253
合計	62	134,974	83,370	53,840	65,092	69,622	406,898

■給与水準の抑制
三百五十九万円
(三千五百九十九万円)

引き続き計画を達成できるように、市民・関係団体等に説明し、ご理解とご協力を得ながら進めていきます。



■より一層、ご理解いただくために—
行政改革の情報は市ホームページ、市役所北館1階行政情報コーナー、図書館、公民館図書室、ラポルテ市民サービスコーナーでもご覧いただけます。

平成19年度 環境調査結果 (概要)

問い合わせ 環境課 ☎38-2051

市と県では、大気汚染や水質汚濁等に関する環境調査を行い、環境基準の達成状況の確認等を行っています。平成19年度の調査結果の概要をお知らせします。



測定車による環境測定

大気汚染

【大気汚染に係る常時監視結果】
市と県が、市内に一般環境大気測定局(一般局)として三局、自動車排出ガス測定局(自排局)として二局を設置しています。
その五カ所で二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、一酸化炭素、光化学オキシダントの測定を行っています。
環境基準が設定されている項目のうち、光化学オキシダントにおいて環境基準を達成していません。(表1参照)

■表1 大気汚染常時監視測定局の測定結果

測定項目	項目	単位	年度	一般局					自排局		環境基準
				朝小局		湖小局		打小局	打出局	宮小局	
				19	18	19	18	19	18	19	
二酸化硫黄	1日平均値の2%除外値	ppm	19	0.001	0.002	0.002	0.006	0.006	1時間の1日平均値が0.04ppm以下であること(日平均値の2%除外値と比較して評価する)ただし、0.04ppmを超える日が2日以上連続する場合は、非達成(長期的評価)		
			18	0.002	0.003	0.002	0.006	0.006			
二酸化窒素	1日平均値の年間98%値	ppm	19	0.030	0.045	0.043	0.059	0.057	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること		
			18	0.031	0.049	0.047	0.070	0.063			
浮遊粒子状物質	1日平均値の2%除外値	mg/m ³	19	0.071	0.065	0.066	0.068	0.072	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であること(日平均値の2%除外値と比較して評価する)ただし、2日以上連続する場合は非達成(長期的評価)		
			18	0.060	0.059	0.060	0.069	0.070			
一酸化炭素	1日平均値の最高値	ppm	19	-	-	-	1.3	1.4	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であること		
			18	-	-	-	1.4	1.2			
光化学オキシダント	1時間値の最高値	ppm	19	0.117	-	-	-	-	1時間値が0.06ppm以下であること		
			18	0.118	-	-	-	-			

※上表の朝小局は朝日ヶ丘小学校、湖小局は湖見小学校、打小局は打出浜小学校にそれぞれ設置している局です。また、打出局は打出消防分団、宮小局は宮川小学校に設置している局です。「下線」は環境基準の非達成を、「-」は未測定を示しています。

騒音・振動

市と県が、市内の国道と主な県道や市道において、自動車騒音および振動について調査しました。
騒音は、市道の芦屋川左岸線、防潮堤線、山手線(昼間・夜間)および宮川線(昼間)の各調査地点で環境基準値を超過しました。一方、振動は、全調査地点において、要請限度値を下回りました。

路線名	調査地点	調査日	騒音測定結果(dB)		振動測定結果(dB)	
			①平成19年	②20年	昼間	夜間
国道2号	春日町 打出小樋町	②1月29日～2月6日 ①10月24日～10月25日	68	65	35	32
			66	64	-	-
国道43号	打出町2番 精道町13番	①6月12日～6月13日 ①6月12日～6月13日	70	67	45	43
			67	63	49	47
阪神高速5号湾岸線	陽光町8番	②2月6日～2月14日	65	59	36	32
			63	55	36	31
県道芦屋鳴尾浜線	緑町10番 潮見町31番	②2月25日～2月29日 ②1月31日～2月5日	60	53	36	30以下
			63	57	45	38
市道芦屋川左岸線	松浜町4番	①11月12日～11月16日	65	58	32	30以下
			65	58	32	30以下
市道打出浜線	浜風町30番	②1月22日～1月28日	65	59	33	30以下
			66	60	33	30以下
市道防潮堤線	新浜町1番 若葉町1番	①8月21日～8月28日 ①8月30日～9月5日	61	54	40	33
			61	54	40	33
市道宮川線	西蔵町12番 大原町15番	②3月5日～3月12日 ①5月7日～5月15日	61	54	40	33
			63	56	33	30以下
市道山手線	東山町10番	②2月14日～2月20日	64	58	33	30以下
			64	58	33	30以下
市道368-1号線	船戸町4番	①11月21日～11月28日	59	54	34	30
			59	54	34	30

■アスベスト

石綿とも呼ばれ、天然に産出する繊維状水和性けい酸塩鉱物の総称です。空気中に浮遊するアスベストを吸い込んで発生する健康被害としては、肺がんや悪性中皮腫がありますが、アスベスト繊維を含んだ水を飲んだりしても、障がいは発生しないとされています。
■ダイオキシン類
ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、物の焼却の過程などで発生してしまう物質です。
ポリ塩化ジベンゾ-バラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)およびコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)という化学物質を併せたものを「ダイオキシン類」と呼びます。

■毒性等量(TEQ)

ダイオキシン類はそれぞれに毒性が異なるため、それぞれの濃度に、最も毒性の強い異性を1とした場合の毒性等価係数を掛け、ダイオキシン類の量を表します。それを、ダイオキシンの毒性等量(TEQ)といえます。
■生物学的酸素要求量(BOD)
河川の汚れの度合いを示す指標で、数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示します。
■要請限度
振動規制法に基づく環境省令で定める自動車振動の限度。市長は、この限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、公安委員会に対し措置をとるべきことを要請できます。

ダイオキシン類に係る

【有害大気汚染物質】
環境モニター調査結果
県が、国道四十三号沿道における自動車から排出が予想されるベンゼン等十二物質の有害大気汚染物質を、宮川小学校で調査を実施しました。そのうち、環境基準が設定されているベンゼン等四項目については、いずれも環境基準を達成しています。

【アスベスト】
モニタリング調査結果
県が、一般環境として湖見小学校において実施した結果、不検出でした。また、道路沿道として宮川小学校での測定の結果でも、不検出でした。全国の状況は、最大一・六本ノリットル、平均〇・三本ノリットルでした。

水質汚濁

【河川水質に係る常時監視結果】
県が、芦屋川二地点と宮川二地点の測定の結果でも、不検出でした。全国の状況は、最大一・六本ノリットル、平均〇・三本ノリットルでした。

【地下水質定期】
モニタリング調査結果
茶屋之町地区において、経年的なモニタリングとして定期的に実施する四地点で、テトラクロエチレン等五項目については、環境基準を達成しています。(表3参照)

■表2 河川水質常時監視結果

河川名	地点名	BOD経年変化(mg/ℓ)年平均値	
		18年度	19年度
芦屋川	上水源取水口	1.3	1.6
	業平橋	1.0	1.5
宮川	宮川橋	2.2	1.1

■表3 地下水質定期モニタリング調査結果

物質名	基準超過戸数/調査戸数	検出範囲(mg/ℓ)	環境基準(mg/ℓ)
テトラクロエチレン	0/4	未検出～0.005	0.01以下
トリクロエチレン	0/4	未検出	0.03以下
1,1-ジクロロエチレン	0/4	未検出	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0/4	未検出	0.04以下
1,1,1-トリクロロエチレン	0/4	未検出	1以下

言葉の解説

■一般局と自排局
自排局は、沿道の自動車排出ガスによる大気汚染状況を監視するためのもので、一般局は、自動車排出ガスの影響をなるべく受けないような場所に設置した局をいいます。
■環境基準
人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。
■有害大気汚染物質
大気汚染防止法で、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気汚染の原因となるもの」と定義されており、ベンゼン、トリクロエチレン、テトラクロエチレンおよびジクロロメタンの4物質について環境基準が設定されています。